

お問い合わせ番号

あなたの税額をこの通知書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定により通知します。

印

鳥取県米子市長

1 市民税・県民税の合計年税額

合計年税額 ①から③の合計

①給与からの特別徴収税額

②公的年金からの特別徴収税額

③普通徴収税額

通知書番号 納貯番号

お問い合わせ先

- 課税の内容に関すること 市民税課市民税担当 電話0859-23-5114
○納税(支払等)の内容に関すること 収税課徴収担当 電話0859-23-5102
○口座振替・納税証明書に関すること 収税課収納管理担当 電話0859-23-5161

2 徴収方法ごとの内訳

普通徴収

期別	納期限	税額	納付済額(充当額)	納付額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
普通徴収納付額計				円

振替口座

※個人情報保護のため口座番号の一部を「*」で表示しています。

金融機関名	
種別	口座番号
納付方法	

公的年金からの特別徴収

公的年金の支払いの際に、年金支払者が公的年金から徴収します。

特別徴収税額

徴収月	税額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
特別徴収税額計	円

仮特別徴収税額(次年度)

	円
	円
	円

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

- 地方税法第321条の7の8の規定により次年度の仮特別徴収税額を通知します。
○次年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合、次年度の4月・6月・8月については、原則として「公的年金所得に係る税額」の6分の1の額を、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収します。
○前年中に公的年金の支払いを受けた方で、特別徴収をする年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。ただし、次の場合等には特別徴収の対象となりません。
(1)老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満である場合
(2)当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える場合
(3)介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
○公的年金所得に係る市民税県民税額が対象となる税額です。

給与からの特別徴収

給与の支払いの際に、給与支払者が給与から徴収します。

内訳については、給与支払者に通知していますので「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を受け取りご確認ください。